

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,744,735	流動負債	2,958,893
現金及び預金	3,030	買掛金	788,277
受取手形	5,000	未払金	192,400
売掛金	1,559,591	関係会社未払金	13,066
返品資産	685,303	未払賞与	95,767
製品	1,005,439	未払費用	24,551
仕掛品	109,146	未払法人税等	5,816
貯蔵品	9,458	未払消費税等	4,598
前払金	48,504	契約負債	217,828
前払費用	26,617	返金負債	1,358,564
未収収益	77	前受金	216,320
関係会社短期貸付金	1,240,287	預り金	41,701
未収金	1,052,109	固定負債	554,367
立替金	890	退職給付引当金	541,083
貸倒引当金	△ 721	役員退職慰労引当金	10,710
固定資産	432,862	その他	2,574
投資その他の資産	432,862		
投資有価証券	7,212		
差入保証金	115,090		
長期前払費用	3,883		
繰延税金資産	306,623		
長期債権	702		
貸倒引当金	△ 650		
		負 債 合 計	3,513,260
		純 資 産 の 部	
		株主資本	2,668,256
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,820,000
		資本準備金	920,000
		その他資本剰余金	900,000
		利益剰余金	748,256
		利益準備金	17,259
		その他利益剰余金	730,997
		別途積立金	5,000,000
		繰越利益剰余金	△ 4,269,002
		(うち当期純利益)	(10,391)
		評価・換算差額等	△ 3,919
		その他有価証券評価差額金	△ 3,919
		純 資 産 合 計	2,664,337
資 産 合 計	6,177,598	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,177,598

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法を適用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を適用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を適用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を適用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を適用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を適用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を適用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる

金額で収益を認識しております。

出版事業（市販図書の販売）については、返品されると見込まれる製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益及び売上原価相当額を認識せず、当該製品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を認識し、返金負債の決済時に顧客から当該製品を回収する権利を返品資産として認識しております。

次に、広告事業については、広告を掲載している出版物の販売又は配布時に充足されると判断していることから、契約金額を対価として、当該出版物の販売予定期間又は配布期間にわたり収益を認識しております。

また、特注商品（冊子等）などの受注制作については、制作物の納品時点で充足されると判断していることから、契約金額を対価として、納品基準で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |
| (2) 連結納税制度 | 連結納税制度を適用しております。 |
| (3) その他 | 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 |